

## 消防計画

### (目的)

**第1条** この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_に  
おける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予  
防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

**第2条** この計画は、当該施設に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての  
者に適用する。

### (防火管理者の権限と業務)

**第3条** 防火管理者は、この計画について一切の権限を有するとともに、次の業務  
を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への訓練の通報、指  
導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設  
等の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周  
知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務（収容  
人員の適正化、増築等の工事中の場合の立会いその他火気使用取扱いの監督  
等）

### (消防機関への連絡等)

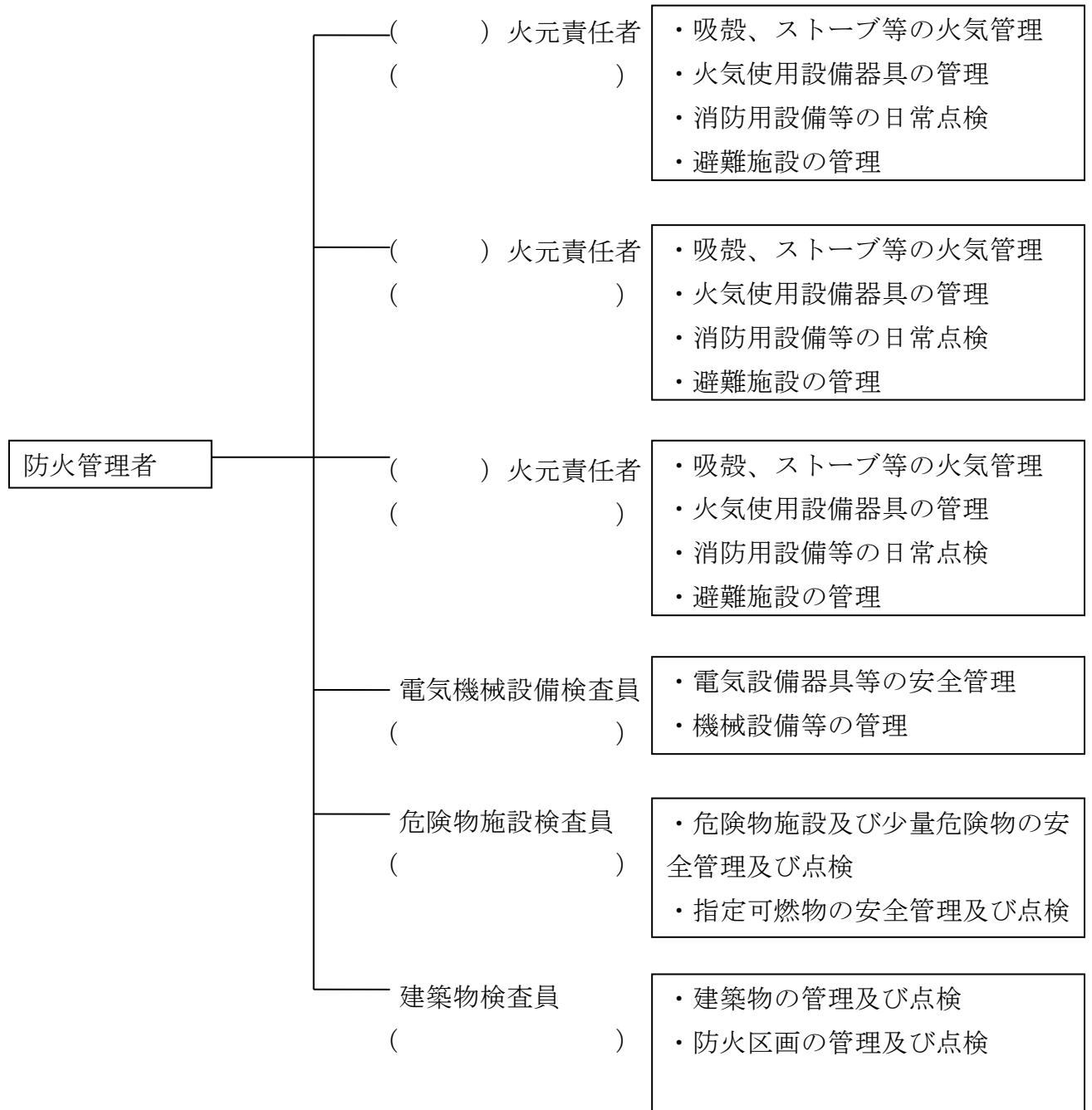
**第4条** 防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密  
にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建築物の模様替え、諸設備の設置等に係る事前連絡及び諸手続
- (3) その他法令等に基づく報告、届出等及び訓練指導要請

(予防管理組織)

第5条 当該施設の火災予防の徹底を図るため防火管理者を置き、その下に火元責任者及び検査員を置く。

2 前項の組織及び任務分担は、次のとおりとする。



(建物等の自主点検、検査)

**第6条** 日常点検を始めとする建築物等、火気使用設備器具、機械電気設備、危険物施設、消防用設備等の自主点検及び検査は、別に定める点検検査表に基づき、次により実施する。

点検		検査実施月日	
日常点検		随時	
建築物等自主点検	建築物等	月	月
	火気使用設備器具		
	機械電気設備		
	危険物施設等		
消防用設備等自主点検		月	月

(消防用設備等の法定点検)

**第7条** 消防用設備等の維持管理を図るために、消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の法定点検を次の区分により実施する。

	機器点検	機器点検
		総合点検
消火設備	月	月
警報設備	月	月
避難設備	月	月

(点検検査の記録及び報告)

**第8条** 点検、検査の結果は、その都度防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の法定点検の結果については、      年に1回消防長に報告しなければならない。

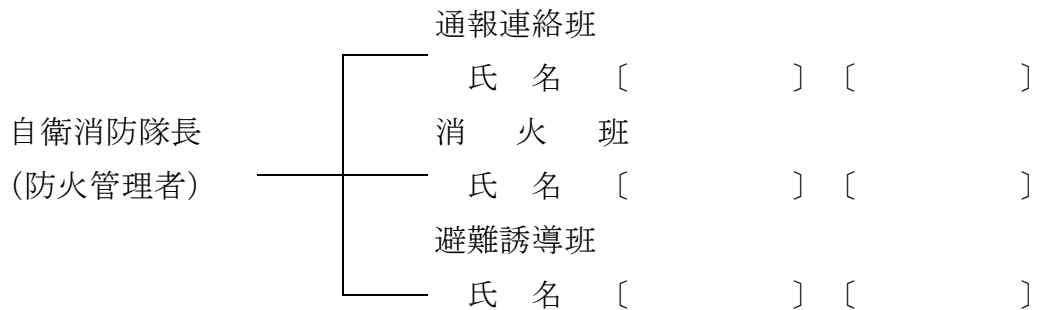
(不備欠陥等の整備)

**第9条** 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、管理権原者に報告し、改修を図らなければならない。

(自衛消防隊)

**第10条** 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。



3 夜間、休日等における自衛消防組織の編成においては、初動体制に支障のないように特に留意するとともに、災害活動は人命安全を最優先として行うこと。

4 各班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 通報連絡班
  - ① 大声又は非常ベル等で館内に出火を知らせる。
  - ② 119番で消防機関へ通報する。
- (2) 消火班
  - ① 消火器、水バケツ等で消火する。
  - ② 消火栓その他の消火設備で消火する。
- (3) 避難誘導班
  - ① 安全な通路により避難誘導する。
  - ② 逃げ遅れた人を避難器具で安全な場所へ避難させる。

(震災対策)

**第11条** 火元責任者は、第6条に定める検査に合わせ、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 火元責任者は、地震時において火気使用設備を停止させ、及びその安全確認を行った後、使用する。

**第11条の2** 地震予知の対応策は次のとおりとする。

(1) 情報の収集伝達等

ア 東海地震注意情報時から警戒宣言発令時までの措置

- ① 東海地震注意情報を知った従業員は、直ちに管理権原者に報告し管理権原者は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認のうえ館内にいる従業員に（暗号により）その事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、従業員（自衛消防組織）の任務の確認、指示等を行う。
- ② 東海地震注意情報の客等への伝達は、混乱防止に十分配慮して放送等により、次に定める放送文例等をもって伝達を行う。

**東海地震注意情報発表時**

お客さまに東海地震に関連する情報をお知らせいたします。只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつく可能性が大きいと思われる時点で発表されます。今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

イ 警戒宣言発令時

- ① 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った従業員は、直ちに管理権原者に報告し、管理権原者は、館内にいる従業員に（暗号により）その事実を知らせる。
- ② 警戒宣言発令の客等への伝達は、従業員（自衛消防組織）が配置についた時点で、放送等により、次に定める放送文例等をもって伝達を行う。

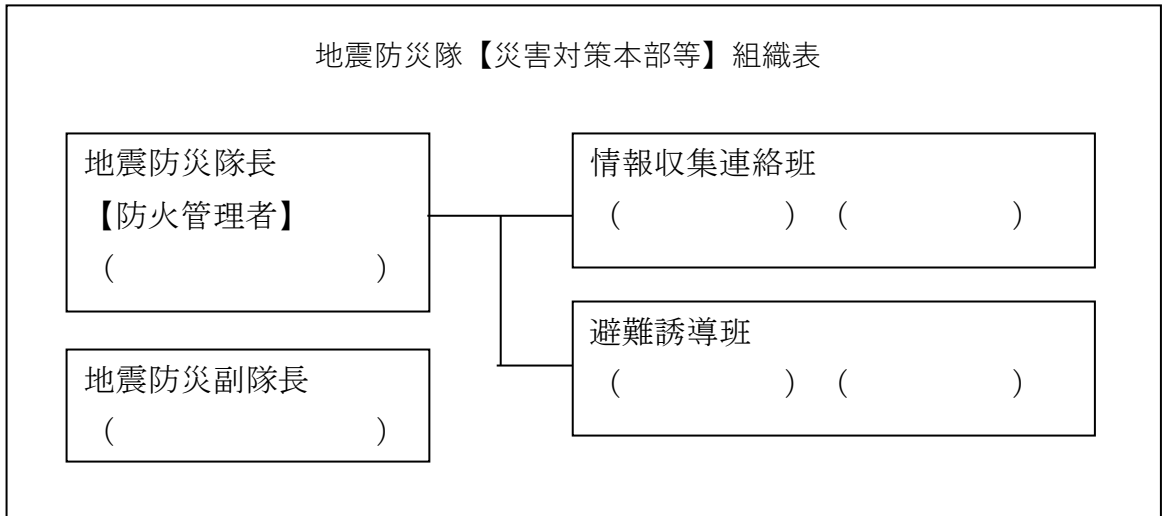
**警戒宣言発令時**

お客さまにお知らせいたします。本日〇時〇分、東海地震についての警戒宣言が発令されました。警戒宣言の内容は、只今から数時間から2～3日以内に東海地方を中心する地震が発生する恐れがあるとのことです。

本日の営業はこれをもちまして終了させていただきますので、従業員の誘導従い、落ち着いて避難してください。



**第11条の3** 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとする。



(1) 隊長等の権限及び業務

隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時は、次の措置を講ずるものとする。

ア 情報収集連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。

イ 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

ウ 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

エ 従業員を \_\_\_\_\_ に集合させ避難させること。

オ 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

カ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(2) 従業員の責務

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時及び南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

### (3) 情報収集連絡班の業務

情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- ア 隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- イ 隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

### (4) 避難誘導班の業務

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- ア 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- イ 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- エ 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

### (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- ア 隊長は必要に応じて職員を参集し地震防災隊を立ち上げ、情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- イ 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。



(6) 南海トラフ地震臨時（巨大地震警戒）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は以下の措置を講ずるものとする。

ア 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は（4）に準ずる。

(7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には以下の措置を講ずるものとする。

ア 災害応急対策に係る措置としては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間を、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(8) その他不測の事態

隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画のとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

(9) 各班の班長は、班がこの消防計画のとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

## (10) 訓練

隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ア 情報収集・伝達に関する訓練
- イ 津波からの避難に関する訓練
- ウ その他前各号を統合した総合防災訓練

## (11) 教育

隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後地震対策として今後取り組む必要のある課題

## (12) 広報

隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ウ 正確な情報入手の方法
- エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

**第12条** 防火管理者は、従業員の防火知識の向上と消防技術及び警戒宣言にかか  
る対応措置の向上を図るため、次により防災教育を行う。

- (1) 防火教育 年1回以上
- (2) 総合訓練（消火・避難、通報） 年2回以上
- (3) 防災訓練 年1回以上

**第12条の2** 総合訓練を実施する場合は、消防訓練通知書により、あらかじめ消防  
機関に通知するものとする。

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

※ 防火管理上必要な業務の一部委託の有無

常駐方式	巡回方式	遠隔移報方式	一 部 委 託 な し
<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他	
受託者の氏名及び住所等			
氏名  住所  電話番号			

※緊急連絡先

氏名	電話番号
1	
2	
3	



# 防火点検日誌(日常点検)

										月分		
日付	検査事項 ○防火戸・防火シャッターの変形、損傷及び物品による閉鎖障害はないか ○建築物の周囲に可燃物が放置されていないか ○階段、廊下、出入口等に避難障害となる物品等はないか ○避難上有効な通路、階段の床面及び有効幅員並びに消火活動上、有効な通路が確保されているか ○縦穴区画内に延焼拡大の要因になる物品はないか ○喫煙場所は適当か ○吸殻の処理は確実か ○消防用設備等の操作障害及び視認障害となる物品等はないか ○電気・ガス等の異常又は火気使用設備器具の付近に可燃物はないか ○配管の破損漏れはないか ○内装等の改装工事における防火管理は適正に行われているか									備考	検査員	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
										確認印	防火管理者	

# 建築物等の自主検査表

区 分	点 検 項 目	点検実施日 年 月 日				点検実施日 年 月 日			
		点 検 者		責 任 者		点 検 者		責 任 者	
		判 定		備 考		判 定		備 考	
建物周囲	可燃物が放置されていないか								
	避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか								
防火区画	防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか								
	防火戸等の変形、破損はないか								
	防火戸等はスムーズに開閉するか								
非常口 廊下 階段 避難通路	避難の妨げとなる物品等はないか								
	誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか								
	非常口は容易に開閉できるか								
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか								
防災物品	カーテン、じゅうたん等は防災物品が使用されているか								
	(防災防火対象物の場合)								
火気管理	喫煙は指定された場所で行っているか								
	吸殻の始末は適切か								
	火気使用設備、器具に異常はないか								
	火気使用設備、器具は、指定された場所以外で使用していないか								
	厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか								
危険物	施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか								
	標識に破損、汚れ等はないか								
	可燃物が放置されていないか								

判定欄の記号 ○～良      ×～不良      ⇨～改修済

(注) 自主点検は、6ヶ月に1回以上点検する。

# 消防設備等の自主検査表

区分	点検項目	点検実施日 年 月 日		点検実施日 年 月 日		
		点検者	責任者	点検者	責任者	
		判定	備考	判定	備考	
消火設備	消火器	階ごとに適正な位置に設置されているか				
		変形、破損、腐食等の異常はないか				
		標識の破損、汚れ等はないか				
	屋内消火栓 屋外消火栓 (補助散水栓) (移動粉末)	扉の開閉および操作を妨げる物品等はないか				
ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか						
表示灯は点灯し、容易に確認できるか						
ポンプ室のバルブ等は、適正な開閉状態になっているか						
警報設備	非常ベル等	ベル等の音量は適正か				
		起動スイッチは正常か				
		ベル・スピーカーの変形、脱落等はないか				
		放送の階選択、一斉放送等の操作機能等は正常か				
	自動火災報 知設備	感知器に変形、破損はないか				
		間仕切の変更等による感知器の未警戒部分はないか				
		発信機の周囲に障害物はないか				
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか				
		受信機のスイッチは、正常な位置にあるか				
		ベルは停止状態になっていないか				
火災通報装 置	警戒区域図は、受信機の付近に設置してあるか					
	通報装置の周囲に障害物はないか					
避難設備	避難器具	操作に障害となる物品等はないか				
		容易に接近できるか				
		降下空間の途中で看板、エアコン屋外機等の障害物はないか				
		降下場所の周囲及び避難路が確保されているか				
		取付場所の窓等は容易に開放できるか				
		標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか				
	誘導灯	器具の破損、腐食等はないか				
		表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか				
		内蔵バッテリーによる点灯は正常か				
		照明器具、装飾品等で見えにくくなっていないか				
		器具の破損、腐食等はないか				
		室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか				

判定欄の記号 ○～良      ×～不良      ⇨～改修済

(注) 自主点検は、6ヶ月に1回以上点検する。

